保険料払込証明書の見方



上段が9月末時点での保険料払込状況、 下段が12月末まで保険料をお払込みいただいた 場合の予定額を表示しています。

A 生命保険料控除制度(旧制度・新制度)の表示

2012(平成24)年1月1日から生命保険料控除制度が改正されたため、該当する生命保険料控除制度(旧・新)を表示しています。

※ 2011(平成23)年12月31日以前に加入した保険契約でも契 約形態により新制度が適用され、「新」と表示している場 合があります。

B保険会社等の名称

申告の際、保険会社等の名称欄には「株式会社かんぽ生命 保険」と記載されている場合は「かんぽ生命」、「郵便貯 金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と記 載されている場合は「簡易保険」と記載してください。

C申告額

年末調整や確定申告において、生命保険料控除の申告を行う際に使用する金額です。

- ※ 保険料払込中の場合は、12月末時点での保険料払込予定額 を表示しています。
- ※ 申告額が表示されていない場合は、12月までに払い込んだ 当年分の保険料を計算してください。

保険料払込証明書の見方



G 受取人氏名

保険金受取人氏名を1名表示しています。

- ※ 契約種類や受取人種類によってはブランク表示となる場合があります。
- ※ 保険金受取人を複数指定されている場合でも、表示は1名となります。

D 払込方法

「月払」または「一時払」を表示しています。

保険料を前納している場合でも、前もって払い込んだ保険 料を月ごとに充当していくため「月払」と表示しています。

E 個人年金保険料控除に関する情報

年金受取人・保険料払込期間・年金支払開始日等を表示しています。

- ※ 年金受取人・保険料払込期間・年金支払開始日等によっては、一般生命保険料控除の対象となる場合があります。
- ※ 個人年金保険料控除に該当しない場合は表示していません。

F保険料控除について

①一般生命保険料

生存または死亡に起因して保険金等が支払われるものや 病気やケガによる入院等に伴う給付部分についての保険料

- ②介護医療保険料 介護医療保険契約等についての保険料
- ③個人年金保険料 個人年金保険契約についての保険料

【控除対象となる保険料】

旧制度: ①一般生命保険料・③個人年金保険料

新制度:①一般生命保険料・②介護医療保険料・③個人年

金保険料

※ 身体の傷害のみに起因して保険金等が支払われる ものについての保険料は控除対象外